



長野県報

2月13日(月)
平成24年
(2012年)
第2343号

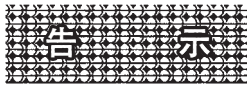
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
森林法に基づく保安林の指定の解除(森林づくり推進課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
学校教育法施行令に基づく技能教育のための施設の名称の変更の届出(高校教育課)	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	3
一般競争入札(管財課)	3
一般競争入札(広報県民課)	4
平成24年度長野県福祉大学校学生の第2次募集の実施(地域福祉課)	5
一般競争入札(管財課)(40件)	6
建築基準法に基づく認定(建築指導課)	41
一般競争入札(地域福祉課)	41
正誤(選挙管理委員会)	42



告示

長野県告示第114号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大町市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第116号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第117号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第118号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村字木次原5616の32、5616の33
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月13日

長野県佐久建設事務所長 木賀田敏文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原湖高原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡小海町大字豊里字原坂下5009番の1地先から南佐久郡小海町大字豊里字新井4771番地先まで	旧	6.3~18.9 m	0.8556 km
同上	新	10.2~26.1	0.8597

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月13日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏 文

1 路 線 名 松原湖高原線

2 供用を開始する区間

南佐久郡小海町大字豊里字原坂下5009番の1地先から

南佐久郡小海町大字豊里字新井4771番地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年2月13日

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条による指定を受けた技能教育のための施設の設置者から当該施設の名称が変更になる旨、次のとおり届出がありました。

平成24年2月13日

長野県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名 称 豊野女子専門学校

(2) 所在地 長野市豊野町豊野1344

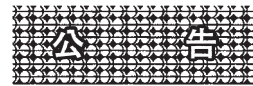
2 技能教育のための施設の名称変更

変 更 前	変 更 後
豊野女子専門学校	豊野高等専修学校

3 変更年月日

平成24年4月1日

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成24年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人遊び塾with you-with me

3 代表者の氏名

秦 健 二

4 主たる事務所の所在地

上田市大手1丁目8番地13号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその親に対して、心と体の健全育成に関する事業を行い、週休2日の余暇を自然の中で過ごし、そこから生まれる思いやりのある子どもの育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁舎電話交換業務

(2) 役務の特質

長野県庁舎の電話交換業務

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。